

宗教団体の資金活動と民事責任

棚村 政行
(青山学院大学法学部教授)

- 一 宗教団体の資金活動と信教の自由の保障
- 二 靈感商法・靈視商法被害の実情と被害者の救済
- 三 靈感商法・靈視商法訴訟における主要な争点
- 四 靈感商法・靈視商法の法的問題点の検討
- 五 宗教団体の資金活動と民事法上の課題

一 宗教団体の資金活動と信教の自由の保障

宗教法人は、公益事業を行うことができ、また、宗教団体としての目的に反しないかぎり公益事業以外の収益事業も行うことができる（宗教法人法六条）。宗教法人に公益事業以外の事業が認められているのは、あくまでも宗教法人が宗教活動を行うための財政基盤の充実ははかるためであり、収益について使途制限がある（同六条二項）。したがって、宗教団体も一定の物品販売事業、不動産貸付事業、駐車場事業などの収益事業を営むことが可能である。^①また、宗教法人はお布施、お賽銭、御守り、お札、おみくじの販売（実質が喜捨金とみられるもの）、神前結婚式、

墳墓の貸付等の収入による所得には課税されず税法上の優遇措置が講ぜられている(法人税法七条)。しかし、最近ではこのような宗教団体の資金獲得活動の活発化にともなう、宗教団体としてふさわしくない事業経営がなされたり、社会的に非難されるような資金活動に走るケースも散見される。

日本国憲法二〇条は、思想良心の自由(一九条)、表現の自由(二二条)とならんで、信教の自由を保障しており、同条は精神的自由権の支柱ともいわれる重要な基本的権利を規定している。この信教の自由には、特定宗教を信じる内心における宗教的信仰の自由、礼拝そのほかの宗教的行為、特定宗教の宣伝・布教など信仰を外部的に表現する一切の宗教的活動の自由、宗教目的での集会結社の自由等が含まれる。信教の自由・宗教の自由はそれが個人の内心の宗教的信仰にとどまるかぎり原則的に絶対的で無制約の権利であるといつてよい。しかしながら、いかに信教の自由といえども、外部的表現をともなう宗教的行為、布教宣伝活動、結社にかかわるときには、他人の権利や自由との調整、公共の福祉の観点から、必要不可欠の目的達成のため必要最小限度の合理的な法規制に服することは認めざるをえない⁽²⁾。つまり、宗教的活動や宗教的行為と称していても、外部的行為が他人の権利や自由を違法に侵害したり社会的に許容される限度を超えて反社会性を帯びるにいたる場合は、法的な制約を甘受しなければならぬ。

ところで、一九九二年の十一月に茨城県にある宗教法人を相手として元信者で構成される霊視商法被害者三五人が総額約八、八〇〇万円にのぼる損害賠償請求訴訟を東京地裁に提起したことが報道された⁽³⁾。新聞報道によると、被害者らは、チラシなどを見て道場を訪れ、霊能者に悩みを相談し不幸を告白すると、水子の霊や先祖霊があなたに禍をもたらしていると告げられ、お布施・供養料などの名目で多額の金銭を巻き上げられたと主張している。「家族に悪霊がついている」などと言って数十万円、数百万円、数千万円といった高額な祈祷料をとる「霊視商法」

の被害は、国民生活センターや各地の消費者センターの調べによると、一九八八年まではほとんどなかったが、一九八九年頃からしだいに増加しはじめ、関東地域を中心にしていた「霊視商法」被害も、一九九二年夏頃から大阪など関西地域でも急増しはじめた。⁽⁴⁾とくに、一九九三年一月には徳島で「霊視鑑定」と称して相談に来た主婦から五〇〇万円を騙し取った宗教法人「法徳院」の祈祷師が詐欺恐喝罪で逮捕され、⁽⁵⁾また、大阪でも主婦から「霊視商法」により四〇〇万円を騙し取ったとされる「宇宙力真理協会」なる新興宗教団体の主催者が逮捕されるなど悪質な事件が目立ってきている。⁽⁶⁾一九九四年六月にも「子どもがいじめられるのは水子の霊のためだ」と、元会員が除霊費用五五〇〇万円を騙し取られたと宗教団体の「パワフルコスモメイト」を相手に損害賠償請求訴訟を準備中との報道もあった。⁽⁷⁾

さらにこれまでも問題視されてきた、「悪霊がついている」「先祖のたたり」などと不安や恐怖心を煽って高額な印鑑、壺、多宝塔等を売り付けたり、資産家らに対して「財産を清めてやる」などと持ち掛けて不動産を担保に金融機関から多額の金銭を借り出させたり、預貯金を解約させて金銭を提供させたりする霊感商法の被害が跡をたたず、全国でかなりの被害がでている。一九九四年五月二十七日には、福岡地裁で「献金をしないと先祖のたたりがある」と不安をつのり多額の献金等をさせられた女性二人が統一協会を相手に損害賠償を求めていた訴訟で、信者による献金勧誘行為は社会的に相当とはいえず、信者と協会との間には実質的指揮監督の関係があるとして統一協会の使用者責任を認め、三七六〇万円の支払いを命じた判決が⁽⁸⁾された。そこで、ここでは信教の自由の憲法的保障にも内在的な制約や限界があることを前提としたうえで、最近問題となっている霊感商法、霊視商法をめぐるとラブルと民事責任の成否、宗教活動に関連した財産供与行為の法的効力や不法行為における違法性の判断基準などの問題について一般的な検討を加えることにしたい。その際に宗教的行為や宗教的判断事項(信仰の対象の価値や

宗教上の教義の解釈等)に対する司法審査権の限界の問題にもできるだけ留意したいと思う。

二 霊感商法・霊視商法被害の实情と被害者の救済

1 霊感・霊視商法被害とその特色

いわゆる霊感商法が問題化してきたのは、一九七五年頃からだといわれている。経済企画庁の外郭団体である「国民生活センター」は、一九八二年に「印鑑、大理石の壺および多宝塔に関する調査」をまとめ、それによると、一九七六年から一九八二年まで全国の消費者センターに寄せられた苦情や相談事例は約二六〇〇件、総額約一七億円だった。ところが、一九八四年から一九八六年上半期までの全国の消費者センターを朝日新聞が取材し集計したところ、苦情相談件数は約一万件、総額四〇億円に達し被害は北海道から沖縄の全都道府県に及んでいることが明らかになった。⁽⁹⁾さらに、全国霊感商法対策弁護士連絡会の調べでは、平成四年(一九九二年)の一年間で多宝塔、壺、人參濃縮液などを買わされた等のトラブルが二六一一件、金額にして七三億三五〇〇万円の被害相談がきており、また、一九九三年の霊感商法被害は二一五三件、一・二一億九二〇〇万円にのぼると報告され、⁽¹⁰⁾このところ宗教団体が宗教活動の一環として一般の人や信者に物品の販売をしたり多額の財産供与や寄付を求めたことに起因するトラブルが増加の一途を辿っている。

霊感商法というのは、「先祖が崇めているので、このままだと一族に不幸がおこる」「悪霊がついているので、家系が絶える」などと消費者を不安に陥れ、その不安を煽って高額な壺、印鑑、多宝塔等を売り付ける商法をいい、霊視商法は、水子の霊や先祖霊が崇っていると霊視鑑定をし、悩みごとをもった相談者から高額な祈祷料、供養料

をとる商法といわれている。靈感商法の被害についてみると、被害者の八割が女性であり、三〇歳―六〇歳の主婦に多く、被害額では五〇〇万円未満が多いが一〇〇〇万円以上も一割くらいになる。とくに、病弱な身内を抱える主婦や夫に先立たれて不安な妻など四〇代―五〇代の女性の被害が目立ち、中には土地を担保に数億円、数十億円という借金をさせられたという高額な被害を受けたものさえある。⁽¹¹⁾ 典型的なパターンは、印鑑、壺、数珠、多宝塔、濃縮人参液で、一九八九年(平成元年)の被害相談件数でも、印鑑七〇七件、壺・靈石四六一件、数珠二二六件、高麗人参濃縮液一五二件であった。しかし、最近では、印鑑や壺・多宝塔などが疑われたり目立つようになつたため、仏像・宝石・毛皮などに転換し、とくに、物品の販売に対する規制強化の動きから新たに献金や寄付・借入という形態での資金獲得活動が活発になつてきた。たとえば、全国の消費者センターと靈感商法対策弁連の調べでは、一九九〇年(平成二年)に献金や浄財での被害相談は二四八件六億五六〇〇万円、借入は約一二億四〇〇〇万円、一九九一年(平成三年)には献金・浄財、四億四五〇〇万円、借入七三億五九〇〇万円、一九九四年(平成六年)、献金浄財六億七一一〇万円、借入一五億四〇〇万円と無償で財産を提供させたり、不動産を担保に金融機関から多額の借入をさせるとか、預貯金を解約させるなどして財産を供与させるケースが目立つてきた。⁽¹²⁾

これに対して、霊視商法では、「霊視により悩み事の相談にのる」と少額の相談料で誘い訪れた人に「先祖に浮かべられない人がいる」「水子の霊がついてる」「供養をしないと祖先に祟りがでる」と言つて法外な祈祷料や供養料を要求するパターンが多い。国民生活センターの集計によると、一九八九年から増え一九九二年(平成四年)七月末まで四四八件、被害額約二億円で、被害者は女性が圧倒的に多く、男性では二〇歳代、女性では三〇歳―五〇歳の主婦に被害が多い。平均支払い額は五五万円で、約九割は現金の一括払いであつた。⁽¹³⁾

このような靈感商法、霊視商法の特色は、①事実を反した「霊のことは」を述べて相手方を極度の不安に陥れる、

②長時間にわたってきわめて威嚇的威迫的な勧誘をする、③霊場に連れて行って長時間軟禁状態におく、④契約や財産供与を受けるまで執拗に催促したり付きまとう等の手段方法を繰り返して、相手方の弱みや悩みに便乗して、また精神的に相手方を疲弊混乱させて冷静な判断ができない状態に追い込んで契約をさせるところにあるという。⁽¹⁴⁾無差別訪問販売、街頭アンケート、大量のチラシの配付などで接触をすることになるが、「無料で手相をみてあげます。姓名判断をしてあげます」とか「三〇〇〇円の相談料ですみます」と言っさりげなく家庭の悩みや現在の不安を聞き出し、先祖の霊や因縁が災いしていることを力説して、霊場に誘い込み「霊能者」を通じて「霊のお告げ」「霊視」と称して印鑑から壺・多宝塔・高麗人參濃縮液などを法外な値段で買わせたり、高額な祈祷料供養料を要求されたり、ひどいケースでは印鑑にはじまつていには不動産を売却させられ、代金を数億円以上も献金させられた事件さえある。しかも、靈感商法、霊視商法では、勧誘のパターンは巧妙かつ組織的であり、洗脳装置が人的物的に整備されていることが特色である。勧誘方法がマニュアル化され、関与者の役割分担も明確化し、組織的に行われているところも少なくない。また、被害者がピアノや研修を通じて仕事や家族を捨てて献身し、加害者側に転向してゆくこと、被害が一回的ではなく数回に及び、マインド・コントロールによって人格や人間関係をも破壊し、財産の収奪も根こそぎである点も靈感商法・霊視商法被害の特色といえよう。⁽¹⁵⁾

2 灵感商法・霊視商法の被害の救済

こうした商法の被害にあった者は、「先祖の祟り」などと相手方を不安にさせたり事実を反することを述べて財物を供与させるときは刑法上の詐欺罪、恐喝罪によって刑事責任を追及することができよう。たとえば、「あなたのまわりに悪霊がついている。悪霊を取り除かなければいつまでも不幸が続く。」などと四七歳の女性を脅かし執

拗に一二〇万円を祈祷料として交付させたことが刑法二四九条の恐喝罪にあたりとされた事例がある(青森地裁
 弘前支部昭和五九・一月一二日判決)。しかし、被害者は刑事責任のほか、民事上も以下のような一定の救済法
 理に訴えることが可能であろう。すなわち、まず、契約にあたって霊能者の言を信じて当該物品を購入したり、ま
 た、財産供与をしなければ、先祖の祟りは解消しないものと重大な誤信をして金銭の提供を行ってしまった場合、
 民法九五条にもとづき錯誤による無効を主張しうる。また、担当者が「祖先霊の祟りがある」などとことさら虚偽
 の事実や害悪を伝えて誤信畏怖させ、その誤信畏怖にもとづいて金銭を交付させたような場合、詐欺・強迫による
 取消を主張することもできる(民法九六条)。さらに、相手方の悩みや不幸による窮迫状態に乗じて著しく不当な
 財産的給付を約束させる行為は一種の暴利行為として公序良俗に違反して無効となりうる(民法九〇条)。そして、
 このような社会通念上許容される限度を超えた強引かつ詐欺的な勧誘方法により多額の金銭を給付させる行為につ
 いて、被害者は不法行為として損害賠償責任を追求できるし(民法七〇九条)、宗教団体・宗教法人の代表者が組
 織的に違法行為を行って損害を与えた場合、宗教団体自身も損害賠償の責任を負わなければならない(民法四四
 宗教法人法一条)。また、信者が宗教団体の実質的指揮監督に服して違法な物品販売活動や資金獲得活動をして
 いた場合には宗教団体の使用者責任を問うことも可能であろう(民法七一条)。宗教団体から訪問販売・割賦販
 売により指定商品の購入をさせられたような場合八日以内は無条件でクーリング・オフができることはいうまでも
 ない(訪問販売法六条、割賦販売法四条の三参照)。

三 霊視商法・霊感商法訴訟における主要な争点

1 本覚寺霊視商法訴訟の概要と争点

前述のとおり、一九九二年一月二日に、霊視商法の被害者らが原告となり教団側を被告として不法行為にもとづく民事上の損害賠償請求訴訟を提起した。本件訴訟は、三五人の被害者による第一次訴訟から第四次訴訟まで提起され、現在、原告は二三名にも増えて総額六億三〇〇〇万円の損害賠償を求める大型集団訴訟に発展し、被害者本人尋問と被告霊能教師の尋問をするなど、訴訟は進行中である。そのためここでは、あくまでも霊視商法をめぐる本件訴訟での入手しえた原告・被告の主張を対比しながら、主要な争点を析出してみることにしよう。

まず本件原告らの主張では、悪質な「霊視商法」の骨格は、被告教団の霊能者の「霊視鑑定」によって相談者の不幸や悩みの原因となつている先祖や水子の障り祟り(霊障)を特定し、これを除去するために祈禱料・供養料の名目で法外に金銭を要求することにあるという。しかし、第一に、実際には、霊視鑑定や除霊能力もない者が「水子の祟り」「先祖霊の障り」という虚偽の事実を告知して、被害者らを錯誤に陥しれ救いを得られるものと思ひ込ませて金銭を支払わせるという詐欺的構造をもつている。第二に、霊能者が「水子の祟り」「先祖霊の障り」を説いて被害者に強い不安感と恐怖心を与え、閉鎖的で神秘的な状況の中で脅迫的に出捐を迫る。第三に、実際には高額な祈禱料を支払わせることを隠して、三〇〇〇円という比較的低額な相談料で霊視鑑定が受けられるとの広告で相談者を集め、被害者の不幸を断定的に予言したり、被害者やその家族の不安を煽ったり、長時間にわたつて執拗かつ威迫的に出捐を迫るなど勧誘態様が違法不当であるとする。原告らによると、結局、被告らは一般の人の不幸な経験や不安感に付け込んで、冷静な判断力を奪った状態で、さらなる災難が訪れるかのように原告らを錯誤畏怖させ、高額な金銭の支払をさせたもので詐欺脅迫として不法行為を構成すると主張している⁽¹⁸⁾。

これに対して、被告教団は、教団の行っている入信および霊視は宗教的救済のための布施および供養の必要性に

おいてなしているものであり、僧侶への物品の供与や布施供養なくして宗教上の救いはないし、宗教行為そのものであつて不法行為を構成しないと反論している。被告によれば、布施や供養によつて業や悪因縁が軽減され功德を積んだり仏に導かれて救いが得られるのであつて、布施と供養という行為が仏教の救いの神髄であるという。したがつて、お布施とか供養料は信者が僧侶に払う代金ではなく、経済社会の構図の上に成り立つ商行為ではない。クーリング・オフなどという経済上の約束も存在しえないし、本来的に返す返さないとかいう性格のものでもないという。布施供養が不法行為だというなら、宗教は成り立たないし、信教の自由により宗教行為も保障されている以上、布施供養は不法行為とはなりえないと反論している⁽¹⁹⁾。

教団は、霊能者(霊視教師)が霊視をする際にその人の霊環境や業をみて、先祖の障りや水子の崇りがあるとの神仏の霊示を受けて本人に伝え、精一杯の誠を尽くして供養することの大切さを説き、可能なかぎりの布施や供養を進めるにすぎないという。つまり、親がなければ子もなく、親を敬い先祖の供養をすることは当然のことで、未来の家系を塞ぐという水子の供養も不可欠であり、その霊的な障り崇りは迷信ではなく、むしろ社会通念で認められているといつてよい。悩み苦しみを抱えた人に、同行二人、命懸けの修行、真剣な祈祷等全身全霊を投入して佛法を説き、救われるために自我中心を捨て先祖の供養を勧めることが詐欺恐喝だというのはあまりにも手前勝手な論理であつて、宗教者は本気で救おうというときには厳しく言わなければならない。救済の現場での宗教活動に対して、一方的に詐欺恐喝というのは断固として受け入れられない。また、教団は、布施供養というものは、もといつの同体世界を生かすために廻向され本人の捨てたものが他に与えられる功德が宗教的な救いに繋がるのであるから、教団にとどまるわけでもなく、暴利行為などありえないと公序良俗違反についても反論している⁽²⁰⁾。

したがつて、両者の主張の対立から、訴訟では基本的に、本件布施・供養料等の財産供与行為の法的性格(一種

の条件付贈与や目的的贈与なのか、それとも宗教的役務提供契約なのか、贈与でないとするとは何と対価関係にたつ契約なのか)、財産提供勧誘行為の目的(宗教上の教義を實踐する正当な宗教的活動や宗教的行為なのか、それとも宗教に名を借りた経済的収益活動や多数の人から資金集めをする詐欺的商法なのか)、違法性(社会的に許容される正当な範囲を超えた手段方法がとられているか、社会的にみて相当な行為といえるか)、勧誘その後の財産供与、取引など一連の行為を全体として考察して責任を問うのか、個々の行為ごとに考えるのか等が民事上の不法行為責任の成否をめぐって最大の争点となってくるように思われる。なお、東京地裁保全部は原告主張の被保全債権である損害賠償債権約二億円につき、本覚寺の所有する不動産と銀行預金口座に対し仮差押決定を出している。⁽²¹⁾

2 福岡献金訴訟の概要と判決要旨

本件での原告女性X₁は、夫を心臓病で亡くして失意の日々を過ごしていたところ、Y統一協会(被告)の信者らにより絵画を購入させられ、ビデオを見るように誘われたり、霊石愛好会の霊場や天地正教の道場に連れ出されて、先生と呼ばれる信者から「ご主人が地獄界で苦しんでいる。ご主人が献金してくれと言ってる」などと強引な説得をうけた。その後、X₁は、信者数人にマンションの一室に連れ込まれて、「ご主人は三〇〇万円を望んでいます。ご主人が地獄界で苦しんでいるので、三〇〇万円献金しないとまた不幸が起こる。家が絶える。」と執拗に六時間にわたって献金を迫られ、遂に不安に陥り頭も混乱して三〇〇万円の献金を支払った。数日後、原告X₁は信者らに囲まれ、Yの福岡教会において献金を祝福するお祝いの儀式が行われた。

ついで、印鑑の訪問販売に献身していた信者らは、五〇代の女性X₂(原告)の勤務先を訪れ、印鑑の購入をさせ、「ひまわり会」で教義の勉強をさせられたり、精神修養のためのビデオ、聖書やYの教祖文鮮明の路程、統一

原理を説くビデオや講義を受講させられた。X₁は、ひまわり会に呼ばれ、「因縁を清めるため財産をすべて投げ出しなさい。献金しなさい。」など献金を要求され、二時間半にわたり執拗かつ強引な要求により、ついに二一〇万円の献金で家系が救われるならばと献金を承諾し、信者に現金を渡した。そこで、これら二人の女性X₁らは、統一教会を相手とって、Yの信者らに違法に献金等をさせられたとして不法行為にもとづく使用者としての損害賠償を請求した。

福岡地方裁判所は、まず第一に、被告教会側の信者らによる献金勧誘行為の違法性についてつぎのように説示した。すなわち、「一般に特定宗教の信者が存在の定かでない先祖の因縁や霊界等の話を述べて献金を勧誘する行為は、その要求が社会的にみても正当な目的に基づくものであり、かつ、その方法や結果が社会通念に照らして相当である限り、宗教法人の正当な宗教活動の範囲内にあるものと認めるのが相当であって何ら違法ではないことはいうまでもない。しかし、これに反し、当該献金勧誘行為が右範囲を逸脱し、その目的が専ら献金等による利益獲得にあるなど不当な目的に基づいていた場合、あるいは先祖の因縁や霊界の話等をし、害悪を告知して殊更に相手方の不安をあおり、困惑に陥れるなどのような不相当な方法による場合には、もはや当該献金勧誘行為は、社会的に相当なものといひ難く、民法が規定する不法行為との関連において違法の評価を受けるものといわなければならない。」

そして、本件での献金勧誘行為も、霊界のことや統一原理等のビデオを見せたり、先祖の因縁を説き、先祖の因縁や霊界で亡夫が苦しんでいることがあたかも真実であるかのように思わせるような状況が作出され、このような状況に乗じて、Yの信者らが教育予定や所持金額から献金額を決定したうえで、献金をさせるべく一〇日間の講習によって統一原理等を集中的に教育した後、女性をマンションの一室に呼び出していること、四畳半の比較的狭い

個室で、約六時間余の長時間にわたり、先祖の因縁や献金に感じないと不幸が起こるなどと執拗に害悪を説き、軟禁状態で不安を煽り困惑に陥れて三〇〇〇万円の献金を承諾させ、さらに献金について原告に口止めをしており、原告は亡夫の姓名保険金の大部分を出捐してしまったことを認定している。そうして右事情から、三〇〇〇万円の献金行為は、たとえ布教活動の一環としても、その目的、方法、結果において到底社会的に相当な行為と言ひ難く、民法七〇九条に定める違法な行為といわなければならないと判断した。

つぎに、二一〇万円の献金についても、Yの信者からビデオによりYの教義等の講習を受けた後、個室で身の世話しや悩み事を聞かれ、存在の定かでない母方の祖母の因縁や亡夫の訴えを強い口調で言われたうえ、その因縁を清算するための献金が要求されたこと、さらに直ちにその要求に応じなければ救われまいなどと言われて長時間にわたる執拗な勧誘を受け、その結果、直ちに献金に応じなければならないような状況に迫られて不安と困惑に陥つたため二一〇万円の多額な献金を承諾したこと、献金額も予め決定され、その後もYの信者らは多額の金員の出捐を要求し、献金について堅く口止めをしていたなどの事情が認定された。以上から、本判決は、Yの信者らの二一〇万円の献金勧誘行為は、到底社会的に相当な行為であるとはいえず、民法七〇九条に定める違法な行為であると判示した。

ついで第二に、Yの使用人としての不法行為責任について一般論としてつぎのように説示した。つまり、「非営利団体である宗教法人の信者が第三者に損害を与えた場合に、その信者が右宗教法人との間に被用の地位にあると認められ、かつ、その加害行為が宗教法人の宗教的活動などの事業の執行につきなされたものであるときは、右宗教法人は右信者の加害行為につき民法七一一五条に定める使用者責任を負うものと解するのが相当である。なぜなら、宗教法人に民法七一一五条の適用を排除する合理的理由はなく、また、代表役員その他の代表者の行為による宗教法

人の損害賠償責任を定めている宗教法人法一一一条の規定も宗教法人につき民法七一五條の適用を排除するものとは解されないからである。」そして、本件での各献金勧誘行為は、Yの宗教活動に身も心も献身する信者らの手で行われ、靈感商法や献金勧誘行為はYの宗教的教義の実践と理解していたこと、献金はYの福岡教会で受領され使途先もYと関係ある事業であると説明されていたこと、したがって本件献金を勧誘した信者らはYとの間には実質的な指揮監督の関係があったものと認められ、右信者らの行為は民法七一五條のYの被用者の地位にあるものといえ、かつ、献金勧誘行為は、Yの宗教的活動と密接に関連しているばかりでなく、Yの教義にもとづく実践行為で、Yの福岡教会の祝福の宗教的儀式もおこなわれているから、民法七一五條の「事業の執行につき」の要件も十分に充足すると判示した。かくして、Yは信者らのXらに対する違法な献金勧誘行為について民法七一五條の使用者責任を負っているから、Xらの損害を賠償しなければならないとした。

そして、本判決は、被告Yに対して、原告Xらに合計三七六〇万円の損害賠償をするよう命じた。

本件福岡献金訴訟では、原告側がYの信者らの献金勧誘行為は、相手方の不安や困惑に乗じて長時間にわたる執拗かつ強引で違法な不法行為であり、Yと信者らは強い指揮監督の関係に立ち組織的活動の一環として信者に行わせている以上、民法七一五條が適用されてYは使用者責任を負うと主張した。これに対して被告Y側は、Xらは納得のうえ献金の承諾をしたものであり、Yと信者らは指揮監督の関係もなく、霊石愛好会等もYと無関係の団体であって、信者らの行為も信教の自由から社会通念上許された布教活動で民法七〇九條、七一五條の要件を充足するものでない⁽²²⁾と反論した。

本件での福岡地裁判決は、ほぼ原告側の主張を全面的に受け入れて、本件献金勧誘行為は、その目的、方法、結果からみて宗教団体として正当な宗教活動の範囲内にあると認められず社会的相当性を欠き違法だとしうえ、信

者らとYとの間に実質的指揮監督の関係があつて被用者の地位におかれ、Yの宗教活動の一環として献金勧誘行為も行われていたから事業の執行としてなされたとみてよく、民法七一五条の使用者責任を免れないと判断した。本件訴訟では、信者が布教活動や宗教活動の一環として行った資金獲得活動であつても社会的にみて相当と認められる範囲を超えたものは許されず、不法行為上違法と評価されるのか、宗教法人と信者との関係について、雇用・労働契約、請負契約等の内部関係にかかわらず、被用者の地位にたち、選任監督・指揮命令に服する実質的關係があれば使用者として責任を負うことになるのか、本件での献金勧誘行為が宗教法人の教義の実踐行為として信者らの手で行われ、献金の受け入れ先が宗教法人であつたことから、外形的客観的に宗教法人の事業との密接な関連性を認定しうるか、献金勧誘行為の宗教行為性(布教活動の一環)が肯定されるとすれば、裁判所の審判権の限界が問題とならないか、原告側の献金行為に対し、損害の公平な分担という観点から過失相殺が適用になるのだろうか等の問題がある。いずれにしても、本判決は、今後の靈感商法をめぐる訴訟に大きな影響を与えることはまちがいない。

四 灵感商法・靈視商法訴訟における法的問題点の検討

1 宗教上の教義と裁判所の審判権の限界

本覚寺靈視商法訴訟での原告は、被告らのお布施・供養料の勧誘行為が詐欺脅迫による不法行為に該当すると主張するのに対して、被告は布施供養料は宗教心から自発的になされた財産供与行為であつて、商取引ではなく、社会通念上許容される正当な宗教行為であると争っている。被告教団が宗教への弾圧とか信教の自由への不当な侵害

教団への誹謗中傷だと反発するのに対して、原告らは宗教活動に名を借りた悪徳商法と批判し、両者の主張は真つ向から対立している。原告側は、詐欺強迫の不法行為を主張するためには被告教団や霊視教師の詐欺の故意(他人を欺罔して錯誤に陥れ、その錯誤にもとづいて一定の意思表示をさせる故意という二段の故意)、強迫の故意(相手方に害悪を告知して畏怖を生じさせ、その畏怖によつて意思表示をさせる二段の故意)を立証しなければならぬ。

しかし、教団の霊視教師に霊視能力がないとか霊視自体が虚偽虚構のものであるという宗教的教義や宗教的行為の正当性とかかわるような事実についての立証はかなりむずかしいし、信仰にかかわる目に見えない事象を世俗的基準で判断してよいか問題がないわけでない。また、強迫の故意も宗教的救いを得させるために信者に対して畏敬の念をもたせ、熱心に説得したり宣伝布教活動をするという側面からかなり微妙なこともありうる。たとえば、京都に本部がある神道系新宗教の「神慈秀明会」の女性布教師から五五歳の男性が妻の妊娠中絶をめぐる悩みから「一〇〇万円出せば手術が成功し、妻の健康は維持されるが、出さなければ災いとなる」と勧誘され支払った一〇〇万円の折棒料の返還を同会に対して求めた事件がある。この事件で、神戸地裁姫路支部は、原告となった男性は被告会の信者として教義に従い徳を積む方法として自由な意思にもとづく判断として献金をなしたもので、強迫にはあたらないとし、大阪高裁も同様に男性の控訴を棄却した⁽²³⁾(神戸地姫路支判平成四・三・一九判決、大阪高裁平成五・三・二四判決)。

原告は被告教団が実態として不特定多数の者から組織的に金銭を巻き上げることを目的とする詐欺的営利追求集団であり、宗教的行為を装った悪質な商法を展開していると主張してはいるが、本件訴訟でもつて、被告教団の宗教法人としての活動の目的や性格、正当性、宗教上の教義の当否、布施・供養料、救いの宗教的意義や価値を法的

に争って裁判所に判断を求めることにも一定の限界がないわけではない。たとえば、創価学会の元会員が「板まんだら」を安置する「事の戒壇」たる正本堂を建立する資金として金銭を寄付(贈与)をしたが、後で「板まんだら」が偽物であることが判明したとして、創価学会を相手に要素の錯誤による贈与の無効、不当利得にもとづく寄付金の返還を求めたというケースで、最高裁は「本件訴訟は、具体的な権利義務ないし法律関係に関する紛争の形式をとっており、その結果信仰の対象の価値又は宗教上の教義に関する判断は請求の当否を決するについての前提問題であるにとどまるものとされてはいるが、本件訴訟の帰趨を左右する必要不可欠のもの認められ、また、記録にあらわれた本件訴訟の経過に徴すると、本件訴訟の争点及び当事者の主張立証も右判断に関するものがその核心となっていると認められることからすれば、結局本件訴訟は、その実質において法令の適用による終局的な解決不可能なものであって裁判所法三条にいう法律上の争訟にあたらぬものといわなければならない。」と判示して、元会員からの寄付金の返還請求の主張を斥けた。⁽²⁴⁾要するに、信仰の対象についての宗教的価値判断や宗教上の教義の判断そのもの、たとえば「板まんだら」が本物かどうかなどの判断を必要不可欠のものとする訴訟は、裁判所で解決すべき問題にあたらぬとして門前払いにされる可能性がある。本件第一審判決も、板まんだらが偽物であることが判明したとか広宣流布はまだ達成されていないことが明らかになったなどという錯誤主張は、内心の信仰に直接かわるもので法律上の訴訟とはいえないと元会員からの寄付金の返還請求の訴えを却下した。⁽²⁵⁾

もっとも、右創価学会板まんだら事件の控訴審判決では、本件請求は不当利得返還請求権の存否やその前提となる要素の錯誤が成立するかいらないかを審判の対象としており、紛争が宗教上の行為から生じたからといって裁判所が法的判断をなすことを妨げるものでないと判示した。⁽²⁶⁾学説でも宗教団体の主宰者たる地位の存否や宗教上の行為(寄付)の適否の判断が必要な場合、その実質的争点が宗教上の教義や信仰の価値にかかわるときは訴えの却下

という訴訟判決をすべきと説くものが少なくない。⁽²⁷⁾

2 お布施・献金等の勧誘行為の違法性

そこで、この種の訴訟では、宗教的信仰や教義の当否を真正面から問題にするというより、事件での宗教行為とされる多額の布施や供養料等の勧誘行為の目的、法的性格、その際取られた手段方法の違法性の有無で民事上の不法行為責任が成立するかいなかを争ってゆくほかない。とくに、問題となったお布施・供養料の勧誘行為の態様がどのようなものであったかは法的に重要な争点の一つとなる。たとえば、先に触れた神慈秀明会の事件で、神戸地姫路支部平成四・三・一九判決でも、裁判所は宗教団体がその構成員である信者に対し献金を勧誘して信者から受け取った場合、勧誘が社会通念上相当性を欠くような手段方法によってなされ、その結果献金が献金者の自由意思にもとづく判断によらないでなされたと認められるものでないかぎり、正当な宗教活動の範囲内のことというべきであり、宗教団体において受領した金員を不当利得として信者に返還すべき義務があるということはできないと判示している。

もし原告主張のように、たとえ宗教的行為としても、相手方の悩みや不幸という心理状態や弱みに付け込んで、不安感を増幅させ、理性的な判断力や思考力の麻痺した状態で長時間にわたり執拗に勧誘がおこなわれたとすれば健全な社会観念上許容された限度を逸脱した勧誘方法として違法性を有することにならな⁽²⁸⁾かれない。この場合、宗教団体の資金集めの仕組み自体の違法性、反社会性と勧誘行為自体の違法性とが区別して解明されなければならぬ。また、霊視商法訴訟での被告教団は、お布施や供養料に世間相場はなく、富や功德を一人占めにしないという宗教的教義から多額でも暴利行為にならないと主張しているが、宗教的行為に関連する財産供与行為についても

民法九〇条の公序良俗違反の問題は十分に成り立ちうる。たとえば、医師から見放された三歳の娘の難聴を治すといつて、二年三か月間毎日のように加持祈祷に通わせ親から回復の兆しもないのに一回につき八〇〇〇円で、七〇〇回を超える宗教的療術の代金として五八九万六〇〇〇円を支払させた契約が著しく不相当であり、公序良俗に反して無効と判示されたケースがある。この事件で裁判所は、加持祈祷それ自体が公序良俗に反するとはいえないが、「それが人の困窮などに乗じて著しく不相当な財産的利益の供与と結合し、その結果並該具体的事情の下において、右利益を受容させることが社会通念上正当視され得る範囲を超えていると認められる場合には、その超えた部分について公序良俗に反して無効となる」と説示して親からの金銭のほとんどの返還請求を認めた⁽²⁹⁾。また、宗教法人の開設するネズミ講そのものが関係者の射倖心を煽り、加入者の大分に損失を与える反社会性、違法性の著しい不法行為であり、講の入会契約は公序良俗に違反して無効と判示されたケースもある⁽³⁰⁾。したがって、被告側が憲法の保障する宗教の自由や宗教活動だと主張しても、お布施・供養料等の財産供与行為を勧奨する際にとられた手段方法が社会通念上許容される範囲を超えたもので、執拗かつ強引な勧誘が行われ、相手方の無知・困窮・困惑に乗じて不当な利を博する行為であると認められるときは、当該行為は違法性を帯び不法行為責任になるといわざるをえない。

もつとも、教団側は、宗教的行為や宗教活動の社会的相当性の判断は目に見えない信仰に係り、信仰をもたない第三者や世間的にみた社会通念で違法性を判断すべきものでないとの反論を展開することになろう。もちろんその際、宗教的教義や信仰の宗教的価値に関わる問題を裁判所が法的に論ずることはむずかしい。しかし、たとえ宗教的信仰の外部的表現行為としてお布施・供養料の支払がなされても、その行為の基礎にある信仰や宗教心にもとづく信頼関係が当事者間で破綻して金銭の返還等が問題になっている以上裁判所が、民事責任の成否との関

係で、一定の財産供与行為の目的、性格、そのために取られた手段方法との相関関係で当該行為の違法性を法的に判断評価することは十分に可能であり、それによって法律紛争を解決することは許されよう。そうでなければ、宗教の名のもとに詐欺的で強引な資金獲得活動が横行することにもなりかねない。したがって、教義や信仰に関わる宗教的行為と標榜されても通常人からみて一見明白に詐欺や錯誤を問題としうる外形的行為があったといえるか否か、財産供与行為の基礎に信仰を前提とする宗教団体との信頼関係があつて、その基礎や目的が挫折して私法上の請求権が成立しうるかどうかの審査はなしうろと考えるべきであろう。⁽³¹⁾

他に、高額な寄付金や献金の返還については、一種の目的的贈与として信仰や信頼関係の破綻喪失による目的の不到達を理由とする不当利得の返還、信義則による贈与の撤回という法律構成も可能であろう。⁽³²⁾ 最近の福岡での献金訴訟をめぐる判決も注目に価する。すでに紹介したように、この事件では、四〇代の未亡人である女性を統一協会の信者らが絵画の展示会、ビデオセンター、霊石愛好会の霊場、天地正教の道場などに連れ出し、「亡夫が地獄界で苦しんでいるとか、先祖の因縁によって不幸が起ころ」と恐怖心を煽り、一〇〇万円以上の物品購入や献金をさせられ、かつ統一協会へも三〇〇万円の献金を支払わせられた。また、四〇代の女性会社員も訪問販売で印鑑を買わされたことから、ビデオセンターに連れていかれたり、強引な勧誘のため二一〇万円の献金をさせられた。福岡地裁は、統一協会信者らの勧誘行為の違法性について、本件献金勧誘行為は信者らの布教活動の一環として行われたものであつても、その目的、方法、結果において到底社会的に相当な行為であるといふことはできず違法であり、民法七〇九条の不法行為に該当するとし、被告である統一協会の使用者責任も肯定した。すなわち、非営利団体である宗教法人についても民法七一五条の適用があると解されるところ、献金勧誘行為を行った信者らは被告と実質的な指揮監督関係にあり、被用者たる地位にあつたとみられ、献金勧誘行為が教義である万物復帰の実

践であり、かつ献金自体被告に帰属していることから「事業の執行につき」という要件をも充足して、三七六〇万円
の支払いを命じた。

五 宗教団体の資金活動と民事法上の課題

宗教団体の資金活動をめぐるトラブルは、いくつかに類型化することが可能であり、各類型ごとに法律構成上の
留意点を細かく検討してゆく必要があるように思われる。まず第一に、宗教団体自らが当事者となって資金獲得活
動や収益事業を行っているのかどうか、あるいは、宗教団体に関連する販売会社や別法人を設立して、これをベ
ースに資金獲得活動を展開しているのかどうか。たとえば、最近の霊視商法、サイレントロジ―東京などの自己啓発
講座、性格改善講座は前者であるし、世界基督教統一神霊協会(統一協会)による霊感商法は東亜商事(旧世界の
しあわせ)等全国に一〇〇以上あるといわれる関連企業を使って、信者を販売員にし強引かつ詐欺的な取引を行っ
ている。⁽³³⁾この場合に、資金集めのための経済活動と信者獲得のための伝道布教という宗教活動とが一体化してい
るかどうかも責任を問う際に重要であろう。資金集めの物品販売取引では比較的責任は認めやすいといえるが、最
近の新々宗教集団をめぐる資金集めのトラブルは、はたして経済活動なのか宗教活動なのか判然としないような形
態で行われるところに特色がある。宗教団体に対するお布施、献金、寄付という名目で自発的に財産を提供したと
いう法形式がとられるために、財産や金銭の返還をめぐる請求も、自由な意思決定があつたかどうか、勧誘の方法
や手段が相当なものであつたかどうかを決め手となろう。

第二に、宗教法人としての活動の実態があるのかどうか、宗教法人法にもとづき正式に法人格を取得している団

体かどうか。また、神社本庁、浄土宗、日本基督教団のように多数の下部団体(被包括宗教団体)を擁する包括宗教団体か、それともその翼下にある明治神宮、増上寺、日本基督教団青山教会のような下部の被包括団体か、それとも創価学会、統一教会のような単立の宗教団体として認証を受けているか。宗教団体としての活動の実態を全く欠いていたり、宗教法人の法形式を仮装しているようなケースは、たとえ宗教法人を名乗っていても通常の詐欺的商法と同列に論じてよい。たとえば、代表役員内村健一らが実質的に主宰する宗教法人大観宮のねずみ講への入会契約によって被害を蒙ったとして不法行為による損害賠償請求が認められたケースがある⁽³⁴⁾。

また、宗教団体のほか、多数の関連会社を設立して資金活動をしているような場合に、複数の関連法人間に実質的な親子関係、指揮監督関係があったり、法人格の独立性を濫用しているような事情がある場合には、民法七一五条の使用上責任や法人格否認の法理によって、背後で支配している団体または個人に法的責任を追求することになる⁽³⁵⁾。

第三に、宗教団体の構成員内部の紛争なのか、宗教団体と外部の第三者の紛争かどうかとも考慮する必要がある。しかし、たとえ宗教団体の資金活動をめぐる紛争でも、宗教団体の主宰者たる地位や基本方針をめぐる争いが宗教上の教義や信仰の対象たる価値に関わる場合、法律上の争訟にあたらないとして訴えを却下するケースがある⁽³⁶⁾。懲戒権の行使や除名処分⁽³⁷⁾の当否など内部紛争のときは宗教団体の自律権により司法審査が及ばないと評価されるケースもでてくる。しかし、一個人が行った一回的法律行為(贈与)であり、しかも元会員であつても宗教団体から脱会して信仰にもとづく信頼関係を喪失し贈与の基礎となつた事情の変更があつた以上金銭の返還を認めるかどうかの裁判審理をすべきであつたように思われる⁽³⁸⁾。

第四に、宗教団体の資金獲得活動が宗教活動や宗教的教義の実践としての目的や意義を有するか(宗教行為性)、

それとも宗教的意義を離れた世俗的な取引行為、商品交換行為となつていても重要である。資金獲得のための経済活動と信者獲得のための伝道布教活動とが分離されているか、一体的なものかどうか。とくに、多額の寄付・お布施や祈禱料、供養料の提供が問題となるときは、宗教行為性が主張され易い。学説では、祈禱料、供養料は性質上神仏に捧げられ、神職や僧侶が祈禱を施すことにより目的を達すること、したがって祈禱料・供養料は宗教的行為であり、信仰が中核にあつて、人と人との関係でないから返還請求は認められないとする立場がある⁽³⁹⁾。しかし、たとえ祈禱料・供養料が宗教的役務提供契約の対価であつたとしても、法外な価格での物品販売契約と同様、対価としての相当性を大きく逸脱し、以下のように客観的外形的にみて行為としての社会的相当性を超え違法性を有する場合には、通常の詐欺的・欺瞞的商法と同視してよいように思われる。すなわち、宗教的行為たる外形が採られていても、不法行為による民事責任の追及にあつては、当該行為の目的、態様それ自体の欺瞞性、詐欺性と勧誘要求行為の違法性(社会通念に照らして不当、執拗、強引な勧誘要求行為がなされたかどうか、意思形成にあつて自由な判断により決定がなされたかどうか)の二段階での違法性判断がポイントになつてこよう。宗教団体の資金活動の目的態様自体の反社会性、欺瞞性、詐欺性、悪質不当性と勧誘行為等の個々の行為の違法性に対して不法行為責任の成否が検討される。そして、商品内容、サービスの内容、資金の流れ、経済活動の実態・方法などから客観的外形的に判断し、かつ、真実を秘匿したり、虚偽の説明をする、長時間軟禁状態におくなど勧誘行為の欺瞞性、違法性を社会通念からみて判断してゆくことになる⁽⁴⁰⁾。

たとえば、宇宙エネルギーの流れを捉えてその流れを作り出すという「フリー」の実践指導をし、健康器具の代価数千円程度のを数十万円、数百万円、数千万円で販売する行為は、宗教活動に類する一面があるものの、主たる実態は格別の効果もないフリー器具を法外な高値で販売し、多額の利益を得ることを目的とした営利活動であ

るとして、当該行為は、その方法、態様、結果に照らして著しく欺瞞的、便乗的、暴利的で社会的に是認される営利活動の範囲を超え違法性を帯び、不法行為となると賠償を命じた⁽⁴⁾(東京地裁平成四・三・二六判決)。実態が営利活動、経済活動とすると違法性の認定はし易い。もつとも、正当な宗教活動の範囲を超えた強引で執拗な勧誘については、不法行為法上の違法との評価がくだされることになろう。

第五に、宗教団体に強引かつ詐欺的な資金活動による損害賠償責任が認められた場合にはたして、被害者側の過失を考慮すべきかという問題もある。民法は公平ないし信義則の見地から損害の公平な分担のため被害者側にも損害を助長拡大するような事情があつた場合、過失相殺ができると規定する(七二二条二項、四一六条二項)。裁判例の中でも、東京地裁平成四・三・二六判決のように一般社会常識からみて、科学的に効能のないフリーを信じたのは軽率との批判を免れないとして四割の過失相殺を認めている。また、宗教団体が主宰するネズミ講への入会契約につき不法行為であるが、被害者側にも安易に利殖や儲け話にのつた過失があるとして五割の過失相殺を認めたケースもある⁽⁴²⁾。このような宗教団体の純然たる経済活動や取引行為について過失相殺を認めることはやむをえないが、宗教活動や宗教行為の一環として行われているケース、組織的に強引な勧誘行為がなされているケースでは、マインド・コントロール⁽⁴³⁾がなされており、被害者側の過失は認めるべきでないように思われる(たとえば、福岡地判平成六・五・二七では過失相殺はなされていない)。宗教団体による組織的なマインド・コントロールや洗脳は、人の行動、思想、情報を操作して自律心、個性、冷静な判断力を奪い、その人自身の人格まで変えてしまう心理的效果をもち、人生に悩みや不安を感じ救いを求めている人達には、引き込まれるように信頼が生まれてくる。悩み、苦しみで藁をもすがらうような人の心理状態、精神状態を利用した不当の勧誘行為について、被害者側の過失を問題にすべきではないように思われる。

第六に、前記福岡献金訴訟でも、不法行為の民事責任を問う訴訟での慰謝料の算定は、一切の事情を考慮して、原告らの請求（一〇〇万円、二三〇万円）に対して、一〇分の一にすぎない一〇〇万円、二〇万円が相当と判断した。不法行為の民事責任については、民事責任・刑事責任の峻別の立場から、損害填補的機能が強調され、懲罰的損害賠償や制裁的慰謝料に対して消極的立場が多かった。しかし、宗教団体の不相当な資金活動や行き過ぎた献金勧誘行為に対しては、現在のところ、刑事責任の追求や行政法規による規制に期待できる部分は少ない。したがって、故意または重大な過失による違法行為への制裁的抑止機能を重視し、民事不法行為責任においても、行為の悪質性、反社会性を警告し、違法な加害行為を抑制すべく制裁的慰謝料を検討してもよいのではないかと思う⁽⁴⁴⁾。民事責任と刑事責任は明確に区別される必要はあるが、損害賠償責任において、違法行為への制裁的抑制的機能も考えられてよいのではなからうか⁽⁴⁵⁾。

第七に、宗教団体をめぐる民事紛争の解決に関しては、特別な紛争処理機関は存在していない。そのため、通常の司法裁判所での調停・裁判という世俗の法を基準とした紛争の公権的解決の方法しか考えられず、裁判所の審判権の限界や司法審査になじまないとして門前払いの可能性が存在する。しかし、国家法と宗教集団の法とは対立緊張関係にたつことも少なくなく、部分社会の自律性尊重という観点からの司法審査への消極主義と個人の権利の救済のための司法積極主義との二律背反的要請をうまく調和させる必要がある。そこで、信教の自由の保障から国家による規制を最小限に抑えるべく、宗教関係者、学識経験者、法曹、一般人等の公正な第三者からなる自律的な紛争調整機関（宗教団体に関する紛争調停センター）を設置して、信者からの苦情や寄付金等の返還などのトラブルに対処するよう努力したらどうであろうか⁽⁴⁶⁾。また、主務官庁の都道府県や文部省が宗教法人として認証するにあたって、自主的な苦情処理機関の設置を規則上設けさせるといふようなことはできないものだろうか。

- (1) 渡辺隆「宗教法人の現状と情勢」自由と正義三五巻七号八頁(一九八四年)、渡部翁「逐条解説宗教法人法(改訂版)」六一頁(一九九二年)参照。宗教法人が法人税法施行令第5条に定める収益事業を行なう場合でも株式会社等への法人税率三七・五%より低い二七%の軽減税率が適用される(詳しくは、文化庁編「宗教法人の財務(三訂版)」一一八頁(一九九四年)参照)。
- (2) 声部信義「憲法Ⅱ人権(1)」三三三頁(一九七八年)、声部信喜「憲法」一二七頁(一九九三年)、江橋崇「現代国家と政教分離原則」『現代憲法講座下』一三九頁(一九八五年)、安念潤司「宗教の自由」『講座憲法学3』一九四頁(一九九五年)、戸渡江二ほか「憲法(2)人権」一三八頁(一九九三年)、内野正幸「憲法解釈の論点」四四頁(一九九〇年)等参照。
- (3) 平成四年一月三日付朝日新聞、日本経済新聞、毎日新聞等。なお、本覚寺霊視商法訴訟は一部三県に住む被害者二三人が総額約六億円の損害賠償を求めてきたが、一九九五年五月三一日東京地裁で解決金五億一〇〇〇万円を本覚寺側が支払うことで和解が成立した(一九九五年六月一日付朝日新聞)。
- (4) 国民生活センター「国民生活一九九二年二月」九七頁参照。
- (5) 一九九三年一月三日付東京新聞。
- (6) 一九九三年三月三日毎日新聞、国民生活センター「消費生活年報一九九三年」八頁参照。
- (7) 一九九四年六月二六日朝日新聞。
- (8) 詳しくは、棚村政行「霊感商法と民事責任―福岡献金訴訟判決の検討を中心として」青山法学論集三六巻四号一頁以下(一九九五年)を参照されたい。
- (9) 一九八七年三月六日付朝日新聞参照。
- (10) 一九九三年三月六日付朝日新聞、一九九四年三月五日付朝日新聞、山口広「宗教団体と消費者問題」消費者法ニュース一九九二年二頁(一九九四年)参照。なお、一九九四年は相談件数一〇三七件、被害総額約三五億四〇〇〇万円だった。
- (11) 霊感商法被害弁連「霊感商法被害の救済・防止のために」一二頁(一九九〇年)、一九九四年五月二七日付朝日新聞(西部)夕刊参照。
- (12) 国民生活センター・霊感商法対策弁連「過去三年間の商品別被害相談集計」参照。
- (13) 国民生活センター「消費者被害早期警戒情報」一七 高額な折袴料がかかる霊視」一、二頁(一九九二年)。
- (14) 本田純一・村千鶴子・角田真理子「消費者紛争ハンドブック」一三一頁(一九八八年)参照。霊感商法での多額の献金勧誘の手法に

ついでに、有田芳生「靈感商法の見分け方」四四頁以下(一九八八年)、荒井重雄「日本の狂気6悪魔があやつるスパイ防止法と靈感商法」六二頁以下(一九八七年)、全国対策弁連「全国弁連通信三七号一九九四年八月三一日発行」六頁以下に詳しい。

(15) 靈感商法被害弁連、前掲書二頁、山口広「宗教に走る若者―靈感商法の背景」自由と正義四四卷二号四三頁以下(一九九三年)、伊東良穂「弁護士始末記―靈感商法」時の法令一四六八号四七頁以下(一九九三年)等に詳しい。

(16) 朝日ジャーナル編「朝日ブックレット靈感商法」二頁以下(一九八七年)参照

(17) 棚村政行「靈感・靈視商法の民事法的検討」消費者法ニュース一九号二二頁(一九九四年)参照。

(18) 本覚寺靈視商法訴訟での原告側の訴状、訴訟の進行等については、担当弁護士瀬戸和宏先生の御好意により資料や情報提供をいただいた。この場をお借りして、厚く御礼申し上げたい。

(19) 宗教法人本覚寺「宗教法人本覚寺の神髄」六面参照。

(20) 宗教法人本覚寺「宗教法人本覚寺の主張」二面参照。

なお、靈視商法訴訟は、法律学的にさまざまな興味深い論点を含んでいる。すでに述べたように、原告側は、被告はチラシを見て悩みを相談してきた主婦らに「水子の霊や先祖霊があなたに災いを及ぼしている。供養をしなければならぬ」などと勧め、高額な供養料や折袴料を要求し、一件あたり五〇万円から最高六〇〇万円を詐欺脅迫という違法な手段により支払させたと主張している(平成四年一月三日付日本経済新聞参照)。原告側は、あくまでも、被告らが宗教法人という形式をとり、宗教活動に名を借りた悪徳商法を行う詐欺的営利集団と捉えている。したがって、本件訴訟も、原告側では多数の広範な被害者を巻き込んだ消費者訴訟としての性格づけを与え、被害者個人の救済という目的のほか、これから一般市民が被害を受けることがないように予防し、社会問題としてアピールする目的も合わせもたせている(平成四年一月二日靈視商法被害弁連団声明参照)。公害訴訟、環境訴訟、消費者訴訟などの現代型訴訟・公共訴訟の類型では、国、公共団体、大企業の社会的意義や活動そのものが問われる。焦点となる法の解釈や適用はすぐれて価値関係的とならざるをえない(小島武司「現代型訴訟の役割と特質」『民事訴訟法の争点』二九頁参照)。

また、被告の宗教団体としての設立の目的や活動の正当性は、被告の宗教上の教義の解釈や信仰にもかかわる宗教固有の問題と不可分の関係にあり、裁判所はその内容に立ち入って法的判断を下すことが難しいであろう(最判昭和五六・四・七民集三五卷三三四三頁、横浜地判昭和六〇・六・四判例時報一一七二号九四頁等参照)。本件靈視訴訟も、原告らの個別的相談目的、宗教的信仰と供養料提供行

為との関係、原告個々人と被告らの関係、個別の勧誘方法等の個別具体的な事実を離れて、被告の宗教法人としての存在、宗教的活動一般の当否などを法的に問題とすることはかなり微妙な問題といえよう。この点で、十分に宗教事件における民事司法審査権の限界の問題を考へておかなければならない(松浦馨「宗教上の地位・信仰の対象をめぐる訴訟と法律上の争訟」民商法雑誌九四巻三号八七頁以下参照)。消費者訴訟であれば、損害の回復のほか、被害の予防、社会的制裁という目的や機能を担うことになるが、被告側からすれば、このような性格の訴訟は被告の宗教法人としての存在や社会活動、宗教活動への耐え難い圧迫や妨害と映らざるをえない。訴訟では、信教の自由の保障を超えた個々の行為を問題にするほかない。

さらに、かりに消費者訴訟としての性格を与えても、被害者の救済の観点からは、金銭の返還が問題になっている以上、民法九五条の錯誤無効、同九六条の詐欺強迫による取消、同九〇条の公序良俗違反の無効、目的的贈与の目的不到達、条件付き贈与の条件不成就、信義則による贈与の撤回などによる不当利得の返還などの法律構成がありえたのではないか。少なくとも、不法行為の損害賠償請求と合わせて、右のような法理論的構成が可能ならずである。もともと、原告らの個別的な事情によつてさまざまな解決法理の選択ができれば、本件が消費者被害集団訴訟とされたことで、多数の広範囲に存在する被害者が救済を受けることができ、一つの社会問題として一般市民への強い警告や被害予防の役割を果たすことになったが、他方で本件訴訟が宗教団体の宗教的行為に対する民事責任を追及するもので、被告の宗教法人としての存立や社会活動へ及ぼす影響も無視できないものがある。したがって、宗教行為という外形だけを偽装した詐欺的欺瞞商法については、その実態を厳しく法的にも糾弾しなければならぬが、他方で宗教団体としての活動の実態や信仰集団としての行為を世俗的基準で裁判所が裁く点についての慎重さや限界についても検討することが必要であろう。

(21) 瀬戸和宏「監視商法とは」消費者法ニュース一九九五頁(一九九四年)、一九九三年二月一七日付東京新聞一版S。一九九五年六月一日付東京新聞一〇面、一五面。

(22) 棚村・前註(8)論文三六頁以下参照。判決文については、弁護士山口広先生、大神周一先生からコピーを頂いた。大神先生には、現在の控訴審での事件の進行状況についても御教示いただき、阿先生にはこの場をお借りして厚く御礼申し上げたい。

(23) 本判決の写しについては、日弁連消費者問題対策委員会宗教と消費者部会の山口広先生から原告代理人の山崎省吾先生を通じて入手させていただいた。厚く御礼申し上げます。

(24) 最判昭和五六・四・七民集三五巻二四四三頁、判例時報一〇〇一〇九頁。なお、包括宗教法人である日蓮正宗とその権徒団体であ

る創価学会との関係をめぐって、学会側との修復協調を図る宗門側と学会を批判し、正信覚醒運動を展開する僧侶側とで鋭く対立し、全国各地の末寺と末寺の代表役員である僧侶との間で訴訟にまで発展しているが、日蓮正宗の蓮華寺事件(最判平成元・九・八民集四三巻八号八八九頁)で最高裁は、具体的な権利義務ないし法律関係に関する訴訟であっても、宗教団体内部においてされた懲戒処分の効力が請求の可否を決する前提問題となっており、その効力の有無が当事者間の紛争の本質的争点となすとともに、それが宗教上の教義、信仰の内容に深くかかわっているため、右教義信仰の内容に立ち入ることなくしてその効力の有無を判断することができず、しかも、その判断が訴訟の帰趨を左右する必要不可欠のものである場合は、右訴訟は裁判所が法令の適用によって終局的な解決をはかることができない訴訟として裁判所法三条の法律上の訴訟にあたらないと判示した。そして、白蓮院事件、妙真寺事件においても、最高裁は、本件紛争の経緯及び当事者双方の主張並びに本件訴訟の経過に照らし、本件訴訟の争点を判断するには、宗教上の教義ないし信仰の内容について一定の評価をすることは避けられないことは否定し得ないから訴えを却下した原審の判断は是認できるとし(最判平成五・七・二〇、最判平成五・九・一〇判時一五〇三三三頁)、また、日蓮正宗管長事件でも、特定の宗教法人の代表役員の地位の存否の確認を求め訴えは、裁判所が法令の適用によって終局的な解決をはかることができない訴訟として裁判所法三条の法律上の訴訟にあたらないと判示した(最判平成五・九・七判時一五〇三三三三頁、民集四七巻七号四六六七頁)。なお、本件ケースについては、新堂幸司「宗教法人の代表役員の地位不存在確認と法律上の争訟」私法判例リマックス一九九五(上)一四〇頁以下参照。

(25) 東京地判昭和五〇・一〇・六判時八〇二号九二頁。なお、東京地判平成二二・二八判時一三六五号六五頁、判タ七三九号三三〇頁。本件被告Yは昭和三八年に設立された宗教法人であり、原告Xらは一〇名の元信者である。XらはYの信者(組み手)として「ス座奉納金」(名下に、昭和五七年から昭和六二年までの五年間に約三億円の多額の寄付をした。Xらによると、Xらは、Yが中伊豆町の丸野山頂に「元宮」同山中腹に「拝殿」等のス座世界絵本山の諸施設を建立するための特別の奉納金(ス座奉納金)の寄付を勧誘して、Xらはこれに応じて寄付をしたところ、丸野山中腹に「拝殿」を建立しただけで山頂に「元宮」を建立しなかったことは、負担付贈与契約の債務不履行、要素の錯誤、詐欺、不法行為に該当するとして本件奉納金相当額の返還を請求した。東京地裁は、本件訴訟は一応当事者間の具体的な権利義務の存否に関する訴訟の形式をとっているが、宗教上の教義に関する判断が請求の可否を決するについて不可欠の前提となつているかどうかを個別的に検討した。そして、負担付贈与契約の解除については、債務不履行の存否を判断する前提として、本件宗教の教義上の「神体を祀る場所である「元宮」を丸野山山頂に建立することがどの程度重要な意味を有するのか、ひいては、本件宗教の

- 教義上「ス座」とはいかなるものかといった宗教上の教義に深くかわかる問題についての判断を避けることができないとした。また、要素の錯誤の主張に関しても、詐欺による取消や不法行為の主張についても、丸野山山頂に「元宮」を建立することが本件寄付の目的との関係でどの程度重要な意味をもつか判断する必要がある、そのためには宗教上の教義に深くかわかる問題についての判断を避けることはできない。したがって、Xらの選択的に主張するいずれの構成によっても、その不可欠の前提として、本件宗教の教義の解釈にわたる判断を避けることはできず、本件訴訟は、全体として法令の適用による終局的判断に適さず、裁判所が審判すべき法律上の争訟にあたらなとして、不適法却下の判決をした。
- (26) 東京高判昭和五一・三・三〇下民集二七卷一四四号一六一頁。
- (27) 松浦馨「宗教上の地位・信仰対象をめぐる訴訟と法律上の争訟(二)」民商法九四卷三号三八八頁(一九八六年)、本間靖規「宗教法人における特定人の法主たる地位の存否が寺院付住宅明渡請求の当否を判断する前提問題となっている場合に宗教上の教義の解釈に立ち入ることなく法主たる地位の存否についての判断ができるとした事例」『宗教法研究第八輯』二〇六頁(一九八七年)、松浦馨「宗教団体内部紛争と裁判権の限界」ジュリスト平成元年重要判例解説二二三頁(一九九〇年)、安武敏夫「宗教的判断事項に関する一考察(上)」判評三二五号一六四頁以下(一九八五年)、片井輝夫「法律上の地位の前提たる宗教上の地位と裁判所の審判権」判タ八二九号四頁、一頁(一九九四年)、松井茂記「宗教上の教義信仰内容の評価を伴う紛争と法律上の利益」民商一一卷六号九七七頁(一九九五年)等参照。
- (28) ロカシステムというマルチ商法の違法性が問題とされた大阪地判昭和五六・四・二四判例時報一〇〇九号三三三頁参照。オウム真理教についても、「布施の集め方」「おカネの作り方」など資金集めの指南書を用意し、不動産からテレホンカードに至る全財産を取り上げ、資産のない信徒に対しては「借金をさせてお金を作らせる」ことを指示していたことが捜査当局の調べで明らかになっている(一九九五年四月一五日付朝日新聞夕刊)。
- (29) 名古屋地判昭和五八・三・三一判例時報一〇八一号一〇四頁。
- (30) 東京地判昭和六〇・九・一二判時一二二〇号九七頁、広島地判昭和六一・一〇・二三判時一二二八号八三頁。
- (31) 藤井俊夫「宗教上の教義に関する紛争と司法権」ジュリスト昭和五十六年重要判例解説二八頁(一九八二年)、小室直人「宗教団体に對する寄付金の返還請求と審判権の有無」判例評論二二二号一五〇頁(一九七六年)等参照。

- (32) 親族間での信頼関係破綻による信義則による贈与の撤回を認め、大阪地判平成元・四・二〇判タ七〇五号一七七頁等。
- (33) 霊感商法被害弁連「霊感商法」一七頁以下、霊感商法被害弁連「告発・統一教会・霊感商法」二七四頁以下(一九九一年)等参照。
- (34) 東京地判昭和六〇・九・一二判時一二二〇号九七頁、広島地判昭和六一・一〇・二三判時一二一八号八三頁。
- (35) 宗教団体の信者らによる違法な行為に対して、非営利法人である宗教団体が民法七二五条の使用責任を負うかどうかについて、オウム真理教の被害対策弁護団の弁護士が、信者からカメラを奪われフィルムを抜き取られたことで、宗教法人オウム真理教の使用責任を肯定し、一〇万円の慰謝料を認めた判決がある(横浜地判平成五・六・三〇判時一四七三号一一七頁)。この事件では、被害対策弁護団の弁護士Xが、Y(オウム真理教)の農園予定地である農用地に、液体の廃棄物を流し悪臭のため地元住民との間でトラブルが起き、地元住民からの要請で現地を視察し撮影した際に、Y教団の警備にあたっていた信者らによりカメラやフィルムを奪取されたもので、XはYの使用責任を追及していた。本判決は、Y教団の信者らはYの指示により本件農用地を撮影するものを規制することを含めて、部外者を監視または監視の援助のため配置されたもので、信者によるカメラ及びフィルムの奪取行為はYの業務執行に關してのものであるから、民法七二五条の使用責任を負うと判示した。福岡地判平成六・五・二七前掲も、信者らの違法な行為について宗教法人の使用責任を認めるためには、信者と宗教法人との間に実質的な指揮監督関係が存在すればよいとしており、注目に値する。
- (36) 静岡地判昭和五八・三・三〇判時一〇八一号三八頁、東京地判昭和五七・二・一六判タ四七一号一四三頁(元創価学会の会員が会館や研修道場の建設資金につき「特別財務」として贈与したが、これは仏に対する供養になり多大の功德が受けられると重大な誤信をしたもの)として要素の錯誤を理由に返還を求めたところ不合法却下とされた。東京地判昭和五八・九・二〇判時一一〇六号一〇二頁、最判昭和五六・四・七前掲。
- (37) 松浦馨「民事訴訟による司法審査の限界」『紛争処理と正義』一六、二二頁、遠藤功「宗教団体内部の懲戒処分と効力確認の訴の適法性」ジュリスト平成四年度重要判例解説一四五頁(一九九三年)参照。
- (38) 野坂泰司「宗教上の教義・本尊と法律上の争訟」宗教法判例百選七一頁は、救済を求めた利益の重要性、裁判による紛争解決の必要性等を慎重に検討すべだと説く。
- アメリカでは、合衆国憲法修正第一條で政教分離の原則を採り宗教の自由を保障しているが、当初は宗教上の教義、宗教上の規則、懲戒・規律等教会の問題(ecclasia stical matters)について世俗の裁判所は司法的判断をできないとして審判権に限界が設けられてきた。

とくに宗教団体内部の紛争については、部分社会の自律性尊重という立場から司法審査に対して抑制的な立場がとられた。しかし、次第に教会内部での問題についても手続的公正さを要求したり、不公正な方法で構成員の財産上の利益を侵害した場合には司法的救済を付与するようになってきた。そして、裁判所の審査が宗教上の教義や信仰の対象に直接関係せず、財産権にかかわる場合には個人の権利の救済のためかえって審判をすることは裁判所の義務であると考えられている(吉崎腸洋「宗教団体内部紛争への司法介入の限界」法雑三五巻一号二〇〇頁参照)。

たとえば、統一教会の信者らに、宗教団体ではないとして詐欺的に勧誘され、洗脳の結果、自律的な判断能力を失い、はなはだしい精神的苦痛を受けたとして、脱会した二人のアメリカ人が統一教会を相手に、不法行為の損害賠償と六〇〇〇ドルの寄付の返還を求めた訴訟で、カリフォルニア州最高裁は、詐欺および故意による精神的苦痛を加えたこと、不当利得の主張を認め事件を原審に差し戻した(Molko v. Holy Spirit Association for the Unification of World Christianity, 46 Cal.3d 1092, 252 Cal. Rptr. 122 (1986))。同様に Church of Scientology of California v. Wollersheim, 62 L.W. 3415 (1993) 事件で、カリフォルニア州控訴裁判所は元信者から教会を相手とした三〇〇〇万ドルの慰謝料請求は教会財産が一六〇〇万ドルしかないのに照らして過当であると懲罰的賠償を認めた判決を差し戻した。詐欺的勧誘など個人の民事的救済については積極的だが行政的規制に対しては警戒的であるといえよう。

(39) 原秀男「裁判所の審判権の限界」自由と正義三五巻七号一五―一六頁(一九八四年)。

(40) 国井和郎「詐欺的商法の不法行為的処理と理論構成」判タ六六七号六四頁(一九八六年)参照。たとえば、家庭内の不和で悩んでいた男性が「あなたの蓄財は汚れている」などと多額の金銭を献金させられ、約一〇〇〇万円の損害賠償を求めていた事件で、神戸地裁は、献金は憲法で保障される宗教の自由の範囲内としたが、恐怖心をあおり正常な判断力を失わせたとえでの多額の寄付をさせ、信者の混乱した精神状態に乗じたのは不法行為にあたる」と判断し、除霊行為をおこなう女性に賠償を命じた(一九九五年七月二六日大阪読売新聞)。

(41) 東京高裁平成三年(ホ)第二六八八号損害賠償請求控訴事件(原審・東京地判平成二年(ワ)第二五八号事件で、宇宙エネルギーの流れを捉えてその流れを作り出すという「フリー」の実践指導をし、健康器具等の販売等を目的として設立されたフリー株式会社の代表者らが、健康器具の代価数千円程度のものを数十万円、数百万円、数千円で販売しフリーの普及活動をする行為は、宗教活動に類する一面があるものの、主たる実態は格別の効果もないフリー器具を法外な高値で販売し、多額の利益を得ることを目的とした営利活動であるとして、当該行為は、その方法、態様、結果に照らして著しく欺瞞的、便乗的、暴力的で社会的に是認される営利活動の範囲を超え違

法性を帯び、不法行為となると賠償を命じた(東京高裁平成四・三・二六判決)。本件判決の写しは、山口広先生からいただくことができた。

(42) 東京地判昭和六〇・九・二二前掲、広島地判昭和六一・一〇・二三前掲。

(43) マインド・コントロールについては、ステイヴン・ハッサン(浅見定雄訳)『マインド・コントロールの恐怖』一〇三頁以下(一九九三年)参照。

(44) 田中英夫「竹内昭夫」法の実現における私人の役割(四・完)法学協会雑誌八九巻九号一〇三三頁以下(一九七二年)、三島宗彦「無形損害の賠償をめぐる」私法三〇号一四五頁以下(一九六八年)、同「損害賠償と抑制的機能」立命館法学一〇五号一〇六号六六頁以下(一九七二年)、同一〇八号一〇九号一二頁以下(一九七三年)、後藤孝典「現代損害賠償論」一五八、一六三頁以下(一九八二年)、淡路剛久「不法行為法における権利保障と損害の評価」三、一六、一〇四頁以下(一九八四年)、森島昭夫「不法行為法講義」四七〇頁以下(一九八七年)等参照。

(45) たとえば、京都地判平成元・二・二七判時一三三二号一二五頁は、市街地におけるマンション建設計画、工事、分譲に関与したYらが、Xらから申し立てられた一部建築禁止の仮処分審理中に和解をして、Xらに対して工事騒音等による精神的苦痛を防止する目的で、工事作業時間の制限をする合意をしたが、Y側工事責任者が工事遅延による損害金を免れるため、和解で工事が禁止される日曜日にあえてXらの反対を無視して工事を実施したことから、京都地裁は、不作為債務の不履行ないし契約違反自体による精神的苦痛に対して、和解条項に故意に違反したYに対して二〇万円の懲罰的制裁的慰謝料を命じた。

なお、京都地判平成五・一一・二五判時一四八〇号一三六頁は、コンピュータの研修目的との広告で騙して来日させたスリランカ女性に対し、強制的に集団見合いのうえ、日本人男性と結婚させ、男性が気に入らないとして勝手に離婚届けを出した国際結婚斡旋業者に二〇〇万円の慰謝料の支払いを命じたケースである。本判決は、本件のような人身売買行為は二度と繰り返されてはならないが、加害者に懲罰や制裁を科すとか、不法行為の再発防止のため、高額な慰謝料を認めることは民法の定める不法行為の損害賠償制度の理念に反するばかりでなく、私法と刑事法を峻別し、刑罰権を国家に委ねることとしたわが国の法制度に合致しないと否定する。

(46) 一九九五年九月二十九日、宗教法人法の改正を検討してきた宗教法人審議会は、①広域的な活動をする宗教法人の所轄を国に移すこと、②信者らに財務関係の書類など閲覧させる、③財務関係書類等を定期的に所轄庁に報告する制度を設ける、④所轄庁に限定つきで質問権

を認める、⑤宗教法人審議会の委員を二〇名程度に増やすことなどで法改正が必要との報告をまとめた。また、宗教関係者や弁護士などにより宗教に関する情報提供や苦情、相談を受けつける「宗教情報センター」を自主的に設立することを検討するよう求めているが（一九九五年九月三〇日付朝日新聞）、大歓迎である。